

福生市教育委員会会議録  
平成22年第2回定例会

- |   |       |   |
|---|-------|---|
| 1 | 開催年月日 | 平成22年2月18日(木)   |
| 2 | 開始時刻  | 午前10時00分  |
| 3 | 終了時刻  | 午後12時19分  |
| 4 | 場 所   | 第2棟4階 第1委員会   |
| 5 | 出席委員  | 委 員 長 長谷川 貞 夫<br>委員長職務代理者 平野 裕 子<br>委 員 加藤 美 子<br>委 員 渡辺 浩 行<br>教 育 長 宮 城 眞 一   |
| 6 | 欠席委員  | なし  |
| 7 | 出席者氏名 | 教 育 次 長 宮 田 満<br>参 事 川 越 孝 洋<br>庶 務 課 長 天 野 幸 次<br>学 校 給 食 課 長 土 井 眞 裕<br>社 会 教 育 課 長 高 木 裕<br>ス ー プ ー ツ 振 興 課 長 鳥 越 裕 之<br>国 体 準 備 室 長<br>公 民 館 長 伊 東 静 一<br>図 書 館 長 森 田 秀 敏<br>主 幹 栗 林 昭 彦<br>指 導 主 事 田 村 亜 紀 子 |
| 8 | 傍 聴 人 | なし  |

(裏面に続く)

## 9 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 議案第 5 号 福生市体育館嘱託員設置規則の廃止について
- 日程第 4 議案第 6 号 福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 5 議案第 7 号 福生市育英基金条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 6 議案第 8 号 福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について
- 日程第 7 議案第 9 号 福生市育英資金支給条例を廃止する条例に対する意見聴取について
- 日程第 8 議案第 10 号 平成 21 年度一般会計補正予算（第 5 号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 日程第 9 議案第 11 号 平成 22 年度一般会計予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について
- 日程第 10 議案第 12 号 臨時代理による決定の承認を求めることについて
- 日程第 11 議案第 13 号 「不登校・特別支援教育にかかわる組織・運営に関する在り方検討委員会」検討結果について
- 日程第 12 協議事項 1 平成 22 年度福生市教育委員会の基本的な考え方（案）について
- 日程第 13 議案第 15 号 福生市教育振興基本計画（案）の制定について
- 日程第 14 議案第 16 号 福生市教育推進プラン（平成 22 年度～24 年度）（案）について
- 日程第 15 その他報告事項
- 追加日程第 1 議案第 14 号 土曜日における授業の取組について

本会議の結果は、別紙記載のとおりである。

委員長 それでは、ただ今から平成 22 年第 2 回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名委員の指名を行ないます。福生市教育委員会会議規則第 19 条の規定に基づき、平野裕子委員、加藤美子委員の両名を署名委員として指名いたします。

ここで日程についてお諮りいたします。

本日、追加議案が 1 件届いておりますので、これを日程第 14、議案第 16 号の後に審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって追加日程第 1、議案第 14 号、土曜日における授業の取組については、日程第 14、議案第 16 号の後に審議することといたします。

日程第 2、教育長報告。教育長から報告願います。

教育長 定例教育委員会に御出席をいただきまして大変ありがとうございます。先にも今月は臨時教育委員会のお願いをしたところでございまして、また月の初めからお出かけをいただくことが多々ございました。大変ありがとうございました。

では、この間の状況など御報告申し上げますが、まず一つは、ただいま委員長からも御説明をいただいたところでございますが、至急の案件として土曜日授業の実施に関します教育委員会としての基本的な考え方について、現時点でのおまとめをいただいております。お願いを申し上げているところでございます。

都教育委員会で土曜日の授業の実施に関します通知が発せられましたから、関心もあるところでございますと同時に、市内の学校におけます平成 22 年度の教育課程の編成の状況等々を調べてまいりますと、市教育委員会としての考え方をまとめておかないと、学校も現場として困るだろうと感じられるところでございますので、現段階での市教育委員会としての統一見解といった形にしておいていただければと思います。また状況の変化に応じて御協議をさせていただきますが、そのようなことでお願いできればと、追加の御提案を申し上げているところでございます。何卒よろしくお願い申し上げたいと思います。

続きまして、学校教育関係で幾つか行事がありました。それぞれお

出かけをいただいておりますが、お気付きの点などございましたら、御指摘等をちょうだいいたしたいと思えます。

その中で一つ、道徳授業地区公開講座でございますが、第一小学校、第二小学校で行なわれてございます。第二小学校の保護者の方からは、保護者の参加も少ないことのようなので、もう少しざっくばらんな形で、身近なことを話題にした、そして身近な人による話し合いの場が持てないだろうかといったお話もいただいているところでございます。今後の道徳授業地区公開講座につきまして、御意見、御提案等ございましたら、御指摘などちょうだいをできればと思うところでございます。

次に市内小・中学校教員によります教育研究会が昨日持たれたところでございます。委員長にもお出かけをいただいて、御挨拶もいただいたところでございますが、またこれらのことにつきましてもお気付きの点など御指摘をいただければと思えます。

学校給食センター運営審議会が昨日開かれております。平成 22 年度の学校給食計画、あるいは予算につきましての審議がされました。

続きまして市の動向について申し上げますが、一つは第 4 期福生市基本計画でございますが、目下その策定作業中にございまして、3 月上旬に市としての決定をして、計画としてまいりたいとのことになっておりまして、市としての決定をされました段階で、委員にもお届けをしてまいりたいと考えているところでございます。

それから、第 5 次行政改革大綱の策定につきまして、本来ですと平成 22 年度から第 5 次行政改革大綱に基づきます行政改革を進めることになっていたところでございますが、ここで政権交代等がございまして、その後も私ども地方に対する指示等々につきましても明らかになっていないところなどがございまして、目標値の設定が困難である状況もございまして、今後の動向を見ながら平成 22 年度中に、市の行政改革大綱を策定いたしまして、以降第 5 次の改革に取り組もうといったことになりましたので、このような状況であることをまず御報告申し上げておきたいと思えます。

続きまして、会議等々につきましてでございますが、2 月 9 日に西多摩地区市町村教育長会が開会されております。特に議題中で申し上げることはなかったのですが、私からは、福生市中学校長会が西多摩地区の、これは青梅市を除きます 3 市 3 町 1 村で構成をしております西多摩中学校校長会、ここから離脱をすることにつきまして、

これまで2年ほどにわたってお願いをしてきたところでございますが、了解を得て、4月からは福生市中学校長会は福生市独自の中学校長会として活動していくことになっております。

これは一つには校長が会議のために出張をすることが非常に多くなっておりまして、なかなか学校にとどまっておられないことがございます。西多摩地域は特に広域の地域でございますので、一旦学校を出ますと半日不在といった状況も続いております。このようなことで度々市民の方からも私ども教育委員会に、校長はどうして学校にとどまっておられないのかといったことを御質問いただくことがございまして、これらについて校長会の中で検討してきたわけですが、かなり類似の校長会議等々がある場合については少し整理をして、出席をする会議、出席をしない会議と精査をしていこうといったことで検討されてまいりました。西多摩地区の中学校長会につきましては、同地区教育研究会からも脱会をしているところでございますので、この際その会議からも退会、離脱をしていこうとなったところでございます。

とはいいいましても実際には、西多摩地域での様々な関係はまだかなりの数であるわけでございます。例えば体育関係で言いますと第8ブロックといったことで会議がございまして、そのようなことで全く没交渉になることではございませんが、事業や行事、あるいはその他の事態に対応して、時々連携はきちんと持ちながらも、基本の活動としては福生市中学校長会として独立をしていくといった状況になったところでございます。

続きまして青少年問題協議会が2月16日に開催されました。委員の任期満了に伴いまして、新たに全員の委嘱が市長からされたところでございますが、その際に長谷川委員長におかれましては、この青少年問題協議会の副会長として御就任をいただいております。

続きまして都市教育長会が2月17日に開催されておりますが、特に御報告申し上げる議題はございませんでした。

次に第1回定例市議会が3月2日から29日まで予定がされているところでございます。一般質問、その他議案等がございまして。後程、市長から意見聴取がされてきておりますので、議案の審議方、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

以上、これまでの間の状況等々御報告をさせていただきました。

最後にインフルエンザの状況でございます。一昨日でございましたか、報道では東京都内で新型インフルエンザによる36歳の男性の死

亡記事がございましたが、目下市内の各学校におきましては、新型インフルエンザの感染等の状況は落ち着いてきておりまして、インフルエンザで欠席をする児童・生徒は極めて少なくなっている状況でございます。また、季節性のインフルエンザにつきましても、特に目立った状況で発症している状況もないようでございます。

以上、私の報告とさせていただきます。

委員長 教育長からの報告は終わりました。質問がありましたらお願いいたします。

平野委員 先程道徳授業地区公開講座のお話がありました。私も1年、ずっと出席させていただいて、福生ではもう10年以上この講座を開いているわけですがけれども、最初と現在とでは大きな変化は見られないのではないかと考えております。

先生方の授業に関しましては、とても工夫されたり研究されたりしていらっしゃるように素人目には思いますけれども、この講座は保護者や地域の方に向けた講座でして、その辺りがまだ今一つ理解がされていないのではないかと感じました。保護者の方に関しましては、道徳授業の参観も普通の授業参観と余り変わらない意識で御覧になっていらっしゃる気がいたしますし、その後の講座は、やはり堅苦しい感じがするのかもしれませんが、「道徳」や「講座」といった文字自身が少し一歩引いてしまう印象を持っているのではないかと感じました。教育長が先程おっしゃったように、保護者の方にはやはり印象からしてハードルが高いといった御意見もございました。もう少し身近な話題を取り上げてとお話がありましたけれども、本当に全くそのとおりで、もう少し地域で子どもを育てると、意識を高めるためにも、工夫をしていかなければいけないのではないかと感じました。

保護者参加型の授業を取り上げていらっしゃる先生方は多いのですが、例えばこの間オリンピックで国母選手の服装問題がニュースになりました。ああいった話題をとらえて子ども側の意見、親側の意見を戦わせて、お互いに意見を出し合っただけで様々な人の考えを知るとか。食育につながるかもしれないですが、講演といった形ではなくて、例えば親子でお料理教室、お魚の下ろし方とか、そういったものやってみたり、落語の中にも食事のマナーをたくさん取り上げているのがありますけれども、そのようなものを親子で聞いて、じゃあ自分たちはどうかと振り返るとか、もう少し講演の中身も幅広くとっていてもいいのではないかなと、今までこの講座を私が出席いた

しまして、そのような感じを受けました。

どうぞこれからも様々な工夫をしていただき、もう少しこの講座について研究をしていただきたいと思います。

委員 長 他の部分でもこの部分でも結構ですが、他にになにかございますか。

加藤 委員 私も平野委員と同感で、まずこのネーミングについて、道徳授業地区公開講座といった堅苦しいものは変えたほうがいいのではないかと思います。内容的なことも、親子で何か本当にできるようなこと、身近なこととおっしゃいましたが、確かにそういったことが大事で、「講座」といったものがやはり保護者の方から見ると入りづらい部分があるのではないのかと思います。御検討いただければありがたいと思います。

委員 長 ではこの点について、先程教育長からも報告がありました。保護者からそういった意見が出たとのこと。私から向けた面もございまして、どうすればたくさんの方が来るのかなど話でありましたので、これはまた協議していきたいと思います。

様々な工夫があろうかと思います。例えば一つは、道徳授業だけを公開するのではなく、ただ授業公開だとする。こういったテーマでもって今言われた話し合いの場を持つとか、そういったこともあるのかと思います。

昨日福生市公立学校教育研究会究発表会が開かれ、教育長は会議で、他の方々もそれぞれ御用事があって、私だけが参加できました。感想を述べさせてもらいますと、3年前に始まったとき、かなりこの場でクレームをつけた覚えがあります。ですが昨日の研究発表会を拝見いたしまして、相当研究レベルは上がってきていると思いました。発表の方法についてもよくなってきているのではないかと思います。1、2問題点がございしますが、それは参事並びに主幹にお話いたしましたので、御指導いただきたいと思います。最後の兵庫教育大学の方の御講演も、きちんと先生方は聞いておられました。

冒頭の御挨拶のところで、私は、「教育委員の私たちは、福生市の児童・生徒がきちんと学力等を高めるためには、福生市の子どもたちを知っていて、福生市の地域を知っている皆さんが研究して、それを授業に活かしてくれることが一番だ。」とお話しました。ですからこういった研究会を持ってくれることはとてもありがたいのだといった趣旨をお伝えしておきました。大変よくなってきていることは、教育長始め指導室の皆さんの御指導、各校長等の御指導、あるいは他の

方々が一生懸命やってくれているのかと感じました。

もう一点ございます。それは一昨日行なわれた、先程の青少年問題協議会です。青少年問題と言うと何か問題がありそうなので、前からその「問題」はどのようなかといった感想は持っているのですけれども、いずれにしても様々な担当課から出された資料がございまして、そこにたくさんの私ども教育委員会に関する事柄が羅列してあり、それも御説明いただきました。今市長部局と教育委員会が協働してやっている姿がそこにもありました。もしよろしかったら教育長が資料をお持ちでしょうから、各委員の方々、御希望があればプリントしてもらいますので、後程言ってください。長くなりましたが、そういった印象を持ちました、ありがたい話だと思っています。

教 育 長 今、委員長が御指摘いただきました資料は、平成 22 年度福生市青少年健全育成事業計画でございました。これは後程担当から資料をもらいまして、皆さんにお届けします。

委 員 長 そうですね。いかに協働してやってくれているのかが極めて見やすくなっています。

それからこれは後程報告のところではありますが、土曜日授業に関することについて、この間新聞に既に出ておりましたね。福生市はどういう方向か、様々踏まえてやっていくことだと思いますので、よろしくをお願いします。

他によろしいでしょうか。それでは、教育長報告を終わります。

次に、日程第 3、議案第 5 号、福生市体育館嘱託員設置規則の廃止についてを議題といたします。スポーツ振興課長より内容説明をお願いいたします。

スポーツ振興課長 議案第 5 号、福生市体育館嘱託員設置規則の廃止について、提案理由並びにその内容について御説明いたします。

提案理由でございますが、福生市中央体育館運営業務の一部委託化に伴い規則を廃止する必要があるため、本議案を提出するものでございます。

その内容でございますが、現在中央体育館において 3 人の体育館嘱託員を設置し、福生市体育館の事務事業の円滑な運営を行うため、体育館館長の指揮監督のもと、体育館の各スポーツ教室の企画・運営及び補助、スポーツ活動の指揮及び奨励、その他関連業務として体育館、屋外体育施設、学校体育施設の開放に関わる申請等の受付などの業務を執行しておりましたが、平成 22 年 4 月よりこの体育館職員が執行

しておりました業務に加え、シルバー人材センターに既に委託しております受付、体育館巡回業務をあわせ、NPO 法人福生市体育協会に委託するものでございます。

この委託の目的でございますが、福生市体育協会の自立支援、活性化を第一の目的とし、また市民活力を活用し、スポーツ振興、生涯スポーツの実現、並びに市民サービスの向上を目指すものでございます。このことにより体育館嘱託員を設置する必要がなくなることから、本規則を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。御審議をいただき、原案どおり御決定いただけますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第5号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第5号は原案のとおり可決することといたします。

次に日程第4、議案第6号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第6号、福生市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について、その提案理由並びに内容について御説明をいたします。

提案理由でございますが、平成22年2月12日付福総総発第187号によりまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、市長から教育委員会に対しまして意見を求められましたので、本議案を提出するものでございます。

次が、市長が提出する条例案の上程議案及び改正案の写しでございます。

それでは内容につきまして御説明をいたします。今回の条例の改正でございますけれども、別表第1の改正でございます。このうち教育に関する部分について御説明いたします。別の資料となっております議案第6号附属資料に新旧対照表がございますので、こちらを御覧いただきたいと思います。

新旧対照表でございますが、上から2段目、育英資金運営審議会委員でございます。報酬額日額8,500円について、後程御説明をいたします福生市育英資金支給条例並びに同条例の施行規則の廃止に伴いまして、こちらを削除するものでございます。そして一番下の行でございますが、体育館嘱託員報酬月額17万円につきましては、先程御審議いただきました福生市体育館嘱託員設置規則の廃止に伴いまして、報酬額を定めた本条例の別表から削除をするものでございます。なお、附則といたしまして、施行日を平成22年4月1日といたそうとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第6号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第6号は原案のとおり同意することといたします。

次に日程第5、議案第7号、福生市育英基金条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第7号、福生市育英基金条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について御説明申し上げます。提案理由等につきましては先程の議案と同様でございますので省略をさせていただきます。

議案第7号附属資料新旧対照表がございますので、こちらを御参照願います。

一部改正の内容でございますが、福生市育英資金支給条例の廃止によりまして、育英基金の運用益金の充当先を、育英資金から入学資金融資にしたいため、譲渡先の条例を定めました第1条の規定を、現行の「福生市育英資金支給条例」から、「福生市入学資金融資条例」に改正いたしまして、さらに4条におきまして、基金の運用益金を現行の「育英資金」から「入学資金の融資に係る利子補給及び保証の経費に充当する」に改正いたしまして、そして但し書きといたしまして、充当すべき経費がない場合は運用益金を基金に編入することを追記するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
ないようでしたら、質疑を終わります。  
お諮りいたします。議案第7号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第7号は原案のとおり同意することといたします。

次に日程第6、議案第8号、福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第8号、福生市入学資金融資条例の一部を改正する条例に対する意見聴取について御説明申し上げます。

提案理由等につきましては、先の議案と同様でございますので省略をさせていただきます。

一部改正の内容でございますが、議案第8号附属資料に新旧対照表がございますので、御参照願います。この入学資金融資事業につきましては、高校・大学等に入学する際の一時金、つまり入学金でございますが、こちらに、資金調達が困難な方に対しまして、市が金融機関に融資のあっ旋を行ないまして、金融機関から融資を行なうものでございます。

こちらの事業のレベルアップを図りまして、新旧対照表にございますように、第3条の(1)融資限度額を現行の80万円から120万円に、そして(3)の償還期間を3年以内から4年以内に、さらに第7条におきまして、保証会社への保証料の一部を公費負担としておるものを、全額公費負担とする改正するものでございます。

説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。  
80万円から120万円は、算定基準が何かあったのですか。

庶務課長 文部科学省の大学の入学金に対する調査がございまして、全国平均、調査の平均値でございますけれども、おおむね120万円といった結果が出ておりまして、それを参考にいたしました。

委員長 よろしいでしょうか。他に質疑はございませんか。

お諮りいたします。議案第8号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第8号は原案のとおり同意することといたします。

次に、日程第7、議案第9号、福生市育英資金支給条例を廃止する条例に対する意見聴取についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 議案第9号、福生市育英資金支給条例を廃止する条例に対する意見聴取について御説明申し上げます。

この議案につきましても、提案理由等につきましては同様でございますので省略をさせていただきます。

この福生市育英資金支給条例に基づきます育英資金支給事業でございますが、国の政策で平成22年度から公立高校の授業料の無償化がされ、さらに私立高校においても同額の補助がされることから、公立高校の授業料を基準に支給をしておりますこの事業を、廃止することとしたことによる条例の廃止でございます。

福生市の育英事業は、この条例に基づきます育英資金支給事業と、先程議案第8号で御審議をいただきました入学資金融資の事業がございますが、育英資金支給事業を廃止いたしまして、同じ育英事業であります入学資金融資制度のレベルアップを図りまして、先に議案第7号で御審議いただきました福生市育英基金、こちらの存続と、運営基金の活用を図ってまいろうとするものでございます。

説明は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第9号は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第9号は原案のとおり同意することといたします。

ここでお諮りいたします。続いて一般会計に関する案件が二件あげられておりますので、一括して御説明いただくことで、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では日程第8、議案第10号、平成21年度福生市一般会計補正予算(第5号)の原案中教育に関する部分の意見聴取について、日程第9、議案第11号、平成22年度福生市一般会計当初予算の原案中教育に関

する部分の意見聴取については一括して説明をお願いします。

庶務課長 議案第10号、平成21年度福生市一般会計補正予算（第5号）の原案中教育に関する部分の意見聴取について御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、先程までの議案と同じ内容でございますので、省略をさせていただきます。

では補正予算の内容につきまして御説明をいたします。

まず歳入について記載がされてございます。一般会計全体で歳入予算額でございますが、合計額が記載されております。今回の補正で1億404万3,000円を減額いたしまして、歳入予算の総額を209億5,286万6,000円といたそうとするものでございます。

歳出につきましては表がございまして、一般会計全体で歳出予算額でございますけれども、表の一番下に合計額がございまして、今回の補正で1億404万3,000円を減額いたしまして、歳出予算の総額を209億5,286万6,000円といたそうとするものでございます。このうち教育に関する部分でございますが、大きな項目の下から3段目でございます。教育費は355万8,000円の増額で、教育費総額を27億3,405万6,000円といたそうとするものでございます。

続きまして、今回の補正予算を項目ごとに御説明いたします。まず歳入の項目でございます。最初に一番上でございます。第13款使用料及び手数料でございますが、第1項使用料で、表の一番上の段に第4目教育使用料がございまして、補正額は350万8,000円の減額となっております。これは第6節体育施設使用料で、市営野球場使用料が222万4,000円、市営競技場使用料が128万4,000円の減額でございます。市営野球場、競技場ともに改修工事のために閉鎖がされております。そのため使用料収入に減額が見込まれることになったための減となっております。

次に第14款国庫支出金のうち、第2項国庫補助金、第1目総務費国庫補助金は7,281万3,000円の増額で、第1節でございます総務管理費補助金の説明欄の3、地域活性化・きめ細かな臨時交付金7,281万3,000円がございまして、このうち第一・第二給食センター立体式消毒設備等改良工事、これが行われまして、それに対する交付金といたしまして3,261万8,000円がこの金額の中に含まれております。

そして第2項国庫補助金、第4目教育費国庫補助金で264万8,000円の増額でございますが、その内訳といたしましては右側説明欄にございますように、第二小学校便所改良事業補助金が増額となっております。

ます。これは当初見込んでおりました補助対象の面積が、実際の工事においては対象面積が増となったために補助額の増額となったものでございます。

そして第 15 款都支出金、第 2 項都補助金、第 7 目教育費都補助金は、説明欄の 2、放課後子ども教室推進事業補助金が 135 万 8,000 円の増額でございます。これは「ふっさっ子の広場」への東京都の補助金でございますが、補助金を算定いたします場合の補助基準額が増額となったことによるものでございます。

第 17 款寄附金、第 1 項寄附金、第 2 目まちづくり寄附金 17 万 4,000 円の増額でございます。このうち右側説明欄にございますように、育英資金運営費寄附金として 12 万円、市内の篤行者の方からの寄附金がございます。

次に歳出予算について御説明をいたします。なお、以降歳出の補正予算の説明におきまして、職員人件費に関する部分の補正予算につきましては説明を省略させていただきます。

第 2 項小学校費、第 4 目学校整備費は 524 万 2,000 円の減額でございます。右側説明欄にございますように、福生第二小学校便所改良事業費が、工事の契約差金、入札による契約差金が出たことから減額になっております。

第 10 項中学校費、第 1 目学校管理費は 200 万円の減額で、説明欄にございますように学校施設維持管理費の光熱水費が、各学校におきまして節減に努めていただきましたことから、当初予算に対しまして執行残が見込まれることとなりまして、そのための減額でございます。

第 4 項学校給食費は、第 1 目学校給食費におきまして右側説明欄の 5、第一・第二給食センター立体式消毒設備等改良工事の工事費として 3,261 万 8,000 円の増額でございます。この工事は国の臨時交付金を活用いたしまして実施するもので、第一給食センターに 1 基、第二給食センターに 2 基設置してございます立体式消毒保管庫が、耐用年数を大幅に経過し、故障も頻繁に発生している状況のため、改良の工事を行うものでございます。

第 2 表、繰越明許費補正の表がでございます。その一番下の行にこの第一・第二給食センター立体式消毒設備等改良事業がございまして、国の平成 21 年度第 2 次補正予算における、先程も御説明いたしました、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を財源といたしまして、繰越明許費とさせていただくものでございます。なお、工事の実施につ

きましては平成 22 年度に実施する予定でございます。

第 5 項社会教育費、第 1 目社会教育総務費は 424 万円の減額でございます。右側説明欄の 8、ふっさっ子の広場事業費が、安全見守り業務委託料 126 万円の減額でございます。これは各広場に安全見守り員を 1 名、シルバー人材センターに委託いたしまして配置しているものでございますが、今年度新型インフルエンザによる広場の閉室がありまして、配置日数の減による減額でございます。

第 6 項保健体育費は、第 3 目体育施設費の財源の振替を行なうもので、歳入の項目で御説明申し上げましたが、市営野球場・市営競技場使用料の減額に伴いまして、特定財源から一般財源へ 350 万 8,000 円を振り替えるものでございます。

以上が議案第 10 号、平成 21 年度福生市一般会計補正予算（第 5 号）の原案中教育に関する部分の意見聴取についての説明でございます。

次の日程第 9、議案第 11 号につきましては教育次長から説明を申し上げます。

次 長 議案第 11 号、平成 22 年度福生市一般会計当初予算の原案中教育に関する部分の意見聴取について、提案理由並びにその内容を御説明申し上げます。なお、提案理由は議案第 10 号と同様でございますので、省略させていただきます。

平成 22 年度の一般会計予算につきましては、歳入・歳出それぞれ 213 億 3,500 万円と定めるものです。これは前年度比で 9 億 8,100 万円の増額となっております。なお、大規模事業といたしまして福生野球場整備事業など、合計で約 17 億 4,400 万円がありますので、この大規模事業を除いた歳出予算額は約 199 億 9,100 万円で、前年度に比較すると約 1 億 4,100 万円、0.7%の増です。

歳入につきまして教育に関係するものでは、13 款第 1 項施設等の使用料収入、14 款第 2 項国庫補助金、15 款第 2 項都補助金、同じく第 3 項都委託金、そのほか 20 款第 4 項雑入に、金額の多寡はございますが、歳入がでございます。ほぼ例年通りでございます。

14 款の国庫支出金、第 2 項国庫補助金の第 5 目教育費国庫補助金、ページ右側の第 1 節小中学校費補助金、説明欄 2、教育施設等騒音防止対策事業補助金、説明欄 4、第一中学校講堂防音機能復旧事業補助金は、防衛省所管の補助事業の補助を受けて行なう事業で、説明欄 3、第 4 小学校校庭改良事業補助金、説明欄 5、第二中学校便所改良事業補助金は、文部科学省所管補助事業の補助を受けて行なう事業でござ

います。

15 款の第 2 項都補助金、第 7 目教育費都補助金、右側の第 1 節教育総務費補助金、説明欄 2、スクールソーシャルワーカー活用事業補助金は、前年度は委託金として予算計上したものでございます。第 2 節の小中学校費補助金、説明欄 1 の小学校水飲栓直結給水化モデル事業補助金は第六小学校で、説明欄 2 の中学校水飲栓直結給水化モデル事業補助金は第二中学校での工事を予定しております。第 3 節の社会教育事業補助金、説明欄 2、放課後子ども教室推進事業補助金は、前年比 78 万 3,000 円の増でございます。

15 款都支出金、第 3 項委託金、第 5 目教育費委託金、右側の第 1 節教育総務費委託金の説明欄 5、理科支援員配置事業委託金は昨年度に継続するものでございます。説明欄 6 のコアサイエンスティーチャー活用事業委託金は新規の事業で、説明欄 7 の学校適応支援員活用事業委託金は、本年度 6 月に補正を組んで行なった事業を引き続き新年度も行なうものでございます。

第 2 表地方債でございます。福生野球場整備事業に市債、社会教育債でございますが、これをもって充てるものでございまして、前年度に比較して限度額は 2,500 万円ほど減額となっております、1,700 万円を限度額とした地方債を組んでございます。

それでは次に歳出の説明をさせていただきます。初めに教育費全体について申し上げますと、予算額は 26 億 4,655 万 9,000 円で、前年度比 4,078 万 5,000 円の減、率で 1.5%の減でございます。これは前年度に第二小学校便所改良工事、第三小学校通級指導学級設置工事、市民会館小ホール舞台改良工事、市営競技場整備事業などの大きな工事があったことが主な理由でございます。一般会計に占めます割合は 12.1%となっております。

それでは内容について御説明申し上げます。なお説明に当たりましては、市の主要事業、特に新規事業、レベルアップ事業等を中心に、前年度と変わった部分等を御説明申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

第 10 款教育費、第 1 項教育総務費でございますが、2 億 8,684 万 5,000 円で、前年より 2,301 万 4,000 円、率で 7.4%の減でございます。これは第 1 目の教育委員会費 1 億 8,219 万 3,000 円で、前年度比 2,227 万 5,000 円、率で 10.8%の減がでございます。右側の説明欄 2 の市育英事業運営費では、国の高校授業料公費負担の実施によりまして、

市育英資金支給事業を廃止することにより、平成 21 年度に計上しておりました育英補助金 328 万 8,000 円の減。また説明欄 3 の職員人件費での職員 1 人削減による減額が主な理由となっております。説明欄 22 節の入学資金利子補給金及び保証会社保証料 50 万 5,000 円は、前年度比 22 万 5,000 円、率で 80.3%の増でございます。この事業はレベルアップ事業でございますが、融資限度額を 80 万円から 120 万円に増額しあつ旋するほか、保証料の負担を従来市が 2 分の 1 行なっておりましたが、全額を負担することによりまして保護者の負担を軽減するとともに、償還期間を 3 年から 4 年に延長するなどによりまして教育の機会均等を図るものでございます。そのほかにつきましては前年度と同様で大きな変化はございませんが、経費節減に努めたところでございます。

次に第 2 目の教育指導費でございます。1 億 235 万 3,000 円、前年度比 106 万 9,000 円、1.0%の増でございます。右側の説明欄 1 の教育相談事業費の 1、教育相談員報酬でございます。心理相談員報酬、中学校適応指導補助員報償金は増額となっております。説明欄 2 の教育指導事務費の 13 節委託料の中の、平成 21 年度は算数・漢字検定委託料を計上しておりましたが、平成 22 年度は学力定着の課題等が把握できたため、事業を廃止させていただきました。

説明欄 8 の教育研究指導費の第 13 節の委託料、オーケストラ鑑賞教室、合唱鑑賞教室、演劇鑑賞教室委託料の合計額は 567 万円でございます。前年度比 108 万 2,000 円、率で 16.0%の減でございます。これは新学習指導要領の実施によりまして時間数を確保するため、中学校の演劇鑑賞教室を実施せず、オーケストラ鑑賞教室と合唱鑑賞教室の 2 事業に縮小して実施することによるものでございます。

説明欄 16 のスクールソーシャルワーカー活用事業費 300 万円は、前年度比 471 万円の減となっております。これは東京都の補助金の補助率等の変更に伴うものでございまして、補助の上限額が 300 万円となったことによるものでございます。説明欄 17 の学校適応支援員活用事業調査研究費は、平成 21 年度 6 月に補正予算で計上いたしました事業でございます。平成 22 年度におきましては当初予算で計上させていただきました。そのほかにつきましては前年度と同様で大きな変化はございませんが、経費節減に努めております。

第 3 目学校施設等整備基金費の 229 万 9,000 円は、学校施設等整備基金から生じます利息を、基金へ積み立てるものでございます。前年

度比 180 万 8,000 円、44%の減でございます。

第 2 項の小学校費は 4 億 7,898 万 3,000 円、前年度比 2,598 万 7,000 円、5.7%の増でございます。第 1 目学校管理費は 2 億 2,156 万 4,000 円で、前年度比 15 万 5,000 円、0.06%の減です。内容は前年度と同様で大きな変化はございません。経費の節減に努めたものでございます。

第 2 目教育振興費は 1 億 3,177 万 4,000 円で、前年度比 565 万 6,000 円、率で 4.4%の増でございます。説明欄の 11 節消耗品費 2,272 万 3,000 円の中には、新規事業のコアサイエンスティーチャー活用事業の事業費 45 万円が含まれております。この事業は理科教育の指導力と教材開発力にすぐれた教員を養成しようとするものでございます。説明欄 14 の電算機借上料 3,803 万 2,000 円は、488 万 1,000 円の増でございますが、レベルアップ事業といたしまして、小学校教育用パソコン等整備事業を実施することによるものです。全教職員にパソコンを配備いたします。

次に第 3 目特別支援学級費 382 万 9,000 円は、前年度比 226 万 1,000 円、率で 144.1%の増でございます。説明欄 18 の備品購入費 227 万 7,000 円は、205 万 5,000 円、率で 925.6%の増です。これは平成 22 年度に第三小学校で通級指導学級事業を行なうに当たって、必要な備品を購入することによるものでございまして、レベルアップ事業でございます。

次に第 4 目学校整備費は 1 億 2,181 万 6,000 円で、前年度比 1,822 万 5,000 円、率で 17.5%の増でございます。説明欄 1 第二小学校校庭改良事業費、第四小学校校庭改良事業費、第六小学校校庭防球ネット改良事業費及び小学校給水施設改良事業費等を計上いたしました。これもレベルアップ事業でございます。説明欄 6 の地上デジタル放送移行対策事業費 5,921 万 3,000 円は、平成 23 年 7 月の地上デジタル放送移行に伴い、アンテナ及び対応テレビ、校内放送設備を地上デジタル対応に更新を行なうためのレベルアップ事業でございます。

第 3 項中学校費は 3 億 4,971 万 8,000 円、前年度比 1 億 535 万 4,000 円、率で 43.1%の増でございます。第 1 目学校管理費では 1 億 953 万 2,000 円、前年度比 154 万 4,000 円、率で 1.4%の増でございます。説明欄 2 の学校運営費、第 1 節学校用務嘱託員報酬 190 万 6,000 円の、これは新規計上でございますが、これは学校用務職員で再雇用職員であった 1 人が退職したことによりまして、そのかわりに新たに嘱託員

として1人を任用するのに必要な予算を計上したことによります。説明欄3の保健体育衛生費、説明欄4の学校施設維持管理費につきましては、内容は前年度と同様でございまして大きく変わった点はございません。

次の第2目教育振興費7,822万7,000円は、前年度比613万5,000円、率で7.2%の減でございます。説明欄18、備品購入費で591万円の減となっておりますが、平成21年度には音楽のまちづくり事業といたしまして楽器を購入いたしました。平成22年度におきましては楽器の購入がなくなったことが主な理由でございます。他の内容は前年度と同様で、大きく変わった点はございません。経費の節減に努めたところでございます。

第3目特別支援学級費は110万5,000円、前年度比17万7,000円、率で13.8%の減でございます。これは平成21年度に予算計上いたしました「劇と音楽の会」の会場借上料31万8,000円を、幹事市を交代したことによりまして不要となりますので、計上しなかったことなどによるものでございます。

第4目学校整備費は1億2,215万3,000円、前年度比1億883万2,000円の増、率で816.9%の増でございます。新たな事業といたしまして説明欄1、2、3に第一中学校講堂防音機能復旧（復建）事業費、第二中学校便所改良事業費及び第二中学校給水施設改良事業費等を予算計上しております。また、説明欄4の地上デジタル放送移行対策事業費1,881万7,000円は、小学校と同様平成23年7月の地上デジタル放送移行に伴い、アンテナ及び対応テレビ、校内放送設備を地上デジタル対応に更新を行なうための事業でございます。

第5目の昼食対策費3,870万1,000円でございます。前年度比129万円、3.4%の増でございます。これは説明欄11の消耗品費が増えたものでございまして、第一中学校ランチルーム、フォレストホールの食器等の買い替えを行なうものでございます。説明欄13の昼食業務委託料は、平成24年度までの長期契約となっておりますので変更はございません。

第4項学校給食費、1目学校給食費2億8,429万1,000円は、前年度比4,065万6,000円、率で12.5%の減でございます。説明欄2、職員人件費は1,556万2,000円の減でございますが、調理員1人の退職によるものでございます。説明欄4の給食調理費は44万3,000円の増でございますが、調理員1人の退職に伴いましてパートタイマー調

理員2人を増員して計上していることなどによるものでございます。なお、このパートタイマー調理員は緊急雇用対策臨時職員の募集により採用しております。そのほかは大きく変わった点はございません。経費の節減に努めたところでございます。

説明欄5、給食施設改良及び管理費1,052万3,000円は前年比2,435万円、率で331%の減でございます。平成21年度に計上いたしました第一給食センター便所改良工事及びボイラー改良工事等の大きな工事が終了したことによるものでございます。説明欄13節の清掃委託料83万8,000円は68万1,000円の増でございます。これは新規事業でございますが、シルバー人材センターに委託しまして、文部科学省学校給食衛生管理基準に基づき、第一、第二センターのトイレの清掃・消毒を毎日行なうためのものでございます。

第5項社会教育費は7億2,700万8,000円、前年度比7,818万1,000円、9.7%の減でございます。第1目社会教育総務費は1億5,333万4,000円で、前年度比186万4,000円、1.2%の増となっております。説明欄2の職員人件費では、前年度比678万円の増となっておりますが、これは社会教育課が4月に予定されております組織改正に伴いまして生涯学習推進課となり、3係体制で職員1人が増員となることによるものでございます。説明欄3の社会教育振興費は156万3,000円の減でございます。これは説明欄19の社会教育関係団体補助金で206万円の減が主な理由でございますが、NPO法人福生市体育協会の補助金辞退の申し出により、同協会への補助金交付を廃止したものであるものでございます。

13節の収蔵美術品展示会管理委託料2万4,000円は、12節の保険料2万円と一緒に事業でございます。福生市が寄贈を受け、教育委員会が管理をしております絵画を中心とした美術品114点を、プチギャラリー等を会場として市民に展示・公開しようとする新規の事業に要する経費でございます。なお、平成21年度予算では社会教育総務費の中に計上しておりました市民文化祭経費は、この事業の所管を平成22年4月から公民館の所管に変更いたしますことから、平成22年度予算では、後程4目公民館費の中で御説明いたします。

第2目文化財保護費2,034万3,000円は、前年度比415万4,000円、16.9%の減でございます。これは平成21年度に予算献上いたしました熊川村名主家文書調査整理事業及び市史普及版福生歴史物語の英文翻訳事業や、市登録文化財伝地頭井戸保存整備工事等が終了したこ

とによるものでございます。

説明欄3の調査研究費401万円、11節の印刷製本費103万4,000円は、平成17年度から平成21年度まで実施いたしました熊川村名主石川家文書調査整理事業の報告書の印刷製本費でございまして、新規事業でございます。説明欄4の保護及び展示費666万5,000円は、新規事業といたしまして市制施行40周年記念事業の一つとして、郷土資料室特別展示事業に要する経費として413万4,000円が、また同じく新規事業の文化財ガイド養成講座事業に要する経費といたしまして、8節の講座教室講師謝礼が34万円。同じく18節の備品購入費に、郷土資料室展示用資料が22万4,000円ほど計上されております。

次に3目市民会館費1億24万9,000円は、前年度比6,516万8,000円、39.3%の減でございます。これは平成21年度に市民会館立体駐車場利用状況調査委託料、小ホール舞台改良事業費として計上いたしました大きな委託工事等が終了したことによるものでございます。説明欄2の大ホール照明装置改良事業費1,932万5,000円は、平成3年に改修した照明装置が老朽化したための取替工事でございます。平成21年度予算計上させていただきました自動車管理費でございますが、これは公民館費に統合し、予算計上させていただいております。そのほかの事業は昨年度と大きく変わった部分はありません。なお、市民会館の指定管理委託は2年目に入ります。

次に4目公民館費1億2,303万2,000円は、前年度比286万円の増額で、率で2.38%の増額でございます。この増額の主な理由でございますが、先程1目社会教育総務費で申し上げました市民文化祭事業が公民館の所管となったことや、市制施行40周年記念事業の関連事業が増額となっているためでございます。

説明欄2、職員人件費9,746万4,000円は、前年度比で230万9,000円、率で2.31%の減でございます。これは職員の人数が減ったわけではなく、期末勤勉手当等の改正等によるものでございます。またこの人件費につきましては他のところでも同様、減額の方でございます。説明欄3の公民館運営費852万9,000円は、前年度比で4万9,000円の増額でございますが、9節の職員旅費が前年度比5万1,000円ほど増加しております。職員の社会教育主事資格取得研修参加のための費用でございます。14節の会場借上料62万2,000円は、前年度比13万5,000円、率で27.7%増加しておりますが、これは市制施行40周年記念事業として、市民音楽祭をレベルアップ事業として実施するため

のものでございます。説明欄4の講座等開設費1,044万1,000円、8節の市民音楽祭講師謝礼48万3,000円は、前年度比18万3,000円、率で61%の増額でございます。市制施行40周年記念として事業のレベルアップを図ったためでございます。

説明欄5の市民文化祭経費500万8,000円は、前年度比46万5,000円、率で10.2%の増額となっております。平成21年度まで社会教育課が所管してまいりましたが、芸術文化振興事業が市民会館の主たる事業であることから、平成22年度におきましては、市民会館を管理する公民館がこの事業を所管することとなりました。増額となった主な理由でございますが、市制施行40周年記念事業といたしましてこの事業のレベルアップを図り、大ホールでの開催日を1日増やしております。14節の会場借上料では28万7,000円増額され、8節の記念講演謝礼といたしまして新たに20万円計上させていただいております。説明欄6の自動車管理費は40万5,000円ですが、前年度比18万9,000円、率で87.5%の増額となっております。主な理由は、公民館本館と白梅分館の公用車2台の車検費用でございます。

次に第5目図書館費は2億6,381万7,000円で、前年度比988万6,000円の減額、率で3.6%の減でございます。説明欄3の図書館運営費の7節資料整備等臨時職員賃金236万2,000円は、図書装備の新調作業、ICタグ添付、資料の清掃・補修などを行ないまして、資料の利用活性化のための整備事業でございます。財源でございますが、東京都補助金の緊急雇用創出事業補助金を100%充当させていただくものでございまして、昨年度11月から引き続いての事業でございます。平成22年度はレベルアップ事業となっております。

14節の貸出確認装置借上料は、電算機借上料から件名を独立させまして予算計上させていただいたものでございます。149万6,000円の内訳といたしましては、平成20年度に設置いたしました既存分117万7,000円と、窓口混雑解消、又ICタグの貼付作業推進のための増設機器分10万3,000円と、緊急雇用創出事業用分21万6,000円を計上いたしましたものでございます。18節の備品購入費の内訳といたしましては、図書1,629万円は前年度比1万1,000円、率で0.7%の増でございます。また、今年は国民読書年になっておりますので、読書活動推進のための図書の購入や、各イベントでの啓発、資料展示、広報活動などを実施する予定でございます。

説明欄4、施設改良及び管理費の13節、特殊建築物定期調査報告書

作成委託料 58 万 8,000 円は、10 年ごとに実施いたしますタイル打診検査のための法定の臨時経費になっております。また、建築設備定期検査報告書作成委託料 39 万円は、前年度比 22 万円の増で、率で 129% の増でございます。内容は定期的検査の経常的経費に加えまして、3 年ごとの換気・排煙・給排水の検査のための法定の臨時経費になっております。説明欄 5 の自動車管理費の 18 節、備品購入費 105 万 6,000 円は、平成 8 年に購入いたしました武蔵野台図書館公用車、これを低公害車に買い換えるものでございます。レベルアップ事業でございます。その他経費節減に努めましたが大きく変わった点はございません。

第 6 目地域会館管理費は 5,439 万円で、前年度比 434 万 1,000 円、7.3% の減でございます。これは平成 21 年度にわかぎり会館屋上防水改良工事が終了したことによるものでございます。内容は前年度と同様で大きく変わった点はございません。

第 7 目展示施設費は 692 万円で、前年度比 46 万 2,000 円、7.1% の減でございます。この展示施設費はプチギャラリーの管理に関する経費を計上しているものでございまして、経費の節減に努めたところでございます。

第 8 目文化施設費は 492 万 3,000 円で、前年度比 18 万 2,000 円、3.8% の増でございます。説明欄 13 節の管理業務委託料の 336 万 4,000 円が、22 万 6,000 円の増でございます。これは委託先のシルバー人材センターの派遣職員の賃金単価のアップが原因でございます。この文化施設費は茶室「福庵」の管理に要する経費を計上しているものでございます。

第 6 項保健体育費 5 億 1,971 万 4,000 円は、前年度比 3,027 万 5,000 円、率で 5.5% の減額となっております。1 目保健体育総務費の 3,064 万 1,000 円は、前年度比 1,965 万 4,000 円、率で 39.1% の減額となっておりますが、これは説明欄に職員人件費で、前年度比 2,106 万 1,000 円、率で 43.5% の減額となっていることなどによるものでございます。平成 21 年度は職員 5 人でございましたが、平成 22 年度は 2 人減員いたしまして、3 人分の人件費を予算計上させていただきました。この減員は、教育委員会で所管しておりました国体準備室を総務部に移管することに伴いまして、担当係長 1 人及び再任用職員 1 人分の人件費を減額したものでございます。説明欄 4 の自動車管理費でございますが、前年度比 142 万 5,000 円、率で 300.6% の増額となっております。これは屋外体育施設巡回作業に使用しておりますトラックを更新す

ることによるものでございます。

2目の保健体育振興費 1,182 万円は、前年度比 345 万 2,000 円、41.3%の増でございます。説明欄 1、保健体育振興費の 13 節、健康増進・スポーツ普及事業委託料は、前年度比 600 万円の皆増でございます。これは平成 21 年度途中から雇用、失業情勢を鑑みまして、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることを目的に実施しておりますふるさと雇用再生特別交付金事業を活用し、実施しているものでございます。次にブラインドサッカー委託料の 44 万 3,000 円は、市制施行 40 周年記念事業といたしまして実施いたします、市営競技場リニューアルオープン記念式典でのブラインドサッカーの模範試合等を実施するためのものでございます。なお、平成 21 年度まで計上しておりました子ども体験事業費につきましては、東京都市長会の助成金を受けて実施してまいりましたが、助成金の交付が廃止されますので、この事業を見直した結果、事業を廃止いたすことから、予算計上はいたしておりません。また、国民体育大会推進費につきましては、国体準備室が総務部に移管することに伴いまして、総務費に予算計上をさせていただいております。

3目体育施設費 3 億 2,106 万 5,000 円は、前年度比 3,965 万 1,000 円、率で 11%の減でございます。この減の主な理由は、平成 21 年度に実施いたしました市営競技場整備事業費の皆減でございます。説明欄 3、施設改良及び管理費の 13 節、管理業務委託料でございますが、福生野球場整備工事の期間中は管理人を配置する必要がないことによりまして、276 万 3,000 円の減となったものでございます。18 節の備品購入費 78 万円は、福生野球場の改修により人工芝のグラウンドとなるために、自走式ロータリーブラシを購入するものでございまして、これはレベルアップ事業でございます。説明欄 4 の福生野球場整備事業費 2 億 5,283 万 8,000 円は、前年度比 8,936 万 4,000 円、54.7%の増でございます。15 節の工事請負費 2 億 3,873 万 4,000 円は、9,604 万 7,000 円、67.3%の増で、工事が本格化することに伴う増額でございます。また、22 節の電波障害補償料 630 万円は、球場の防球ネット等の柱を立てることに伴います電波障害対策として予算を計上させていただきました。

4目体育館費 1 億 5,618 万 8,000 円は、前年度比 2,557 万 8,000 円、率で 19.6%の増でございます。説明欄 1、職員人件費は 2,053 万 5,000 円で、前年度比 455 万 9,000 円、18.2%の減でございます。これは中

中央体育館の運営の一部を委託することに伴いまして、職員1人を減員とし、現行の3人から2人にするものでございます。

説明欄2、体育館運営費の13節、中央体育館運営委託料2,418万7,000円は、レベルアップ事業でございますが、平成22年度より中央体育館の運営の一部をNPO法人福生市体育協会に委託を開始するため、平成21年度予算に比べまして体育館費の内容が大きく変わっております。説明欄2、体育館運営費は、ただいま申し上げましたNPO法人福生市体育協会に委託するためのものでございまして、体育館嘱託員報酬、各種教室の講師謝礼などは皆減しております。説明欄3の施設改良及び管理費1,793万円は、前年度比966万円、率で35%の減でございます。説明欄4、福生地域体育館空調設備改良事業費2,388万4,000円は、レベルアップ事業といたしまして計上させていただきました。空調設備の老朽化によりまして故障頻度が高い状況にあります。体育館の利用環境を良好に保つために空調設備の更新を行なうものでございまして、また環境対策を考慮し、ガスヒートポンプ式から電気形式による個別方式へ改良を実施するものでございます。

以上で教育費の説明とさせていただきます。御審議を賜りまして原案のとおり御同意いただきますよう、よろしく願いいたします。

委員 長  
平野 委員

内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

体育館費についてですけれども、今まで3年間やっておりました子ども体験塾が廃止されることになったわけなのですけど、今まで子どもたちにも人気がありまして、抽選にもれて行けない児童・生徒がたくさんいらして、もしかしたら楽しみにしていらっしゃる方がいるのではないかと思います。予算がなくて大変だと思うのですけども、何かそれに代わるようなものは考えていらっしゃるのでしょうか。

スポーツ振興課長

今年度1年間かけまして、この事業を継続できるかどうか検討をしてきました。結果継続はできないとなったのですが、その後市長、他様々な方からも継続をする方向に検討してほしいとお聞きしております。大変費用をかけてきた事業でございますので、今後費用をかけずにやるとなりますと、様々なプログラム、メニューも詳細に検討して御提案をしなければならぬかと考えております。早い時期に、予算がなくてもできる事業を考えれば実施していきたいと考えております。

次 長

体験塾でございますけれども、この事業の目的は、参加する子どもたちのスポーツにおけるリーダーシップの養成でございます。宿泊を

伴う中でリーダーシップを養成しようと思ってきたわけですが、先程申し上げましたとおり3年間にわたる事業として補助を受けてまいりました。市の事業の位置付けも3年間の方式でやってみて、それらを見直したところ、リーダーシップ養成といった面では宿泊を伴わない事業でも代替措置が可能かとの意見もございました。また今年度スポーツ振興課では三つの体育館、また屋外体育施設で様々な事業を行ないますが、このリーダーシップ養成の要素を加えた事業を行なっていこうと計画をしております。以上でございます。

平野委員 是非何らかの違う形でも続けていただけたらと思います。リーダーシップ養成といえば公民館関係でも盛んにやっていますので、できるだけたくさんのお機会をつくって多くの子どもたちが体験できたらいいと思っています。体育館と公民館と様々な行事を検討されて、是非バラエティに富んだものをお願いしたいと思います。

委員長 この予算は、オリンピックに関係するもので、東京都から各区市町村に来ていたものですね。その一部を使ったものですから、もしやるとすれば有償で参加者負担としても、価値があれば可能かと思えます。その結果参加者が多いか少いかは別問題として、事業を考えるときに、予算立ても考えませんといけませんね。どのようなものでも常にお金がどこから出てくるか考えなくてはなりません。とてもいい発案であっても、その予算的な裏づけ、歳入・歳出の関係をどうとるかトータルのものです。目立つことだけをどうしても我々市民は見てしまいますけど、トータルで考えたときにどうなのか、そちら側からの意見もまたあろうかと思えます。

公民館でも軽スポーツ、リーダーシップ養成するといった横の連携、今の御意見はとても貴重なことなので、その辺りをうまく検討してもらいたいですね。教育委員会の要望としてあげますと、それをかなり重く受け止めなければいけない面がありますので、少し和らげて、御検討願いたいとのことでいきましょう。よろしいでしょうか。

平野委員 はい、お願いいたします。

委員長 他に質疑はございませんか。

質問なのですが、学校サポートチームのためのスクールソーシャルワーカーは都の活用事業、あるいは国の活用事業ですね。今年は市独自に出していただいたようですが。その辺りを詳しく御説明いただければと思います。

- 参 事 御指摘の学校サポートチームの中に位置づけておりますスクールソーシャルワーカーの事業でございますが、これは平成 20 年度、平成 21 年度に限って文部科学省が研究委託事業として本市に指定をいたしていたものでございまして、その際 1 年目は全額が文部科学省、国からの財政でございました。2 年目になりまして、この事業が研究委託事業から補助事業に変わりましたが、東京都が半額負担をすることから、本市には 1 年目、2 年目と同額の予算が下りてまいりました。
- そして次年度につきましては、さらに地方自治体の負担を求めるといったことが出てまいりまして、関係の各自治体からかなり大きな予算の要求が出てまいりましたこととございます。
- 委 員 長 整理させていただくと、平成 20 年度文部科学省の委託研究費で調査・研究をやってきた。平成 21 年度になったらそれが補助金のみとして減額されたのですね。しかし国の補助金と東京都の補助金をいただいた。それで次年度のこの予算は、なにかの補助金にこれも含まれているとなったのですか。
- 参 事 次年度につきましては、補助事業としての扱いは変わらないわけでございますが、実際の負担を、国の 4 分の 1 を求めるとのこととございまして、東京都からのさらに半分は市が持っていることになるわけとございまして、その総額が 300 万として計上させているところでございます。
- 委 員 長 わかりました。もともと国や東京都が出してくれると、やがてそれがなくなり、その度に地方自治体が大変になってしまう、なかなか難しいと感想を持ったわけでありまして。
- 他に質疑はございませんか。
- ないようでしたら、質疑を終わります。
- お諮りいたします。議案第 10 号、平成 21 年度一般会計補正予算（第 5 号）の原案中教育に関する部分の意見聴取については原案のとおり同意することに御異議ございませんでしょうか。
- （「異議なし」の声あり）
- 委 員 長 御異議なしと認めます。よって議案第 10 号は原案のとおり同意することにいたします。
- 次に日程第 10、議案第 12 号、臨時代理による決定の承認を求めることについてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。
- 庶 務 課 長 それでは議案第 12 号、臨時代理による決定の承認を求めることにつ

いて、その内容につきまして御説明をいたします。

提案の理由でございますけれども、福生市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定によりまして、平成22年4月1日付以降の教育委員会事務局及び学校その他の教育機関職員(都費負担教職員を除く)の課長補佐以下職員の任免、その他進退を行なうことにつきまして、あらかじめ教育委員会の指示を受けたいことから、承認を求めることとございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして御承認いただけますようお願い申し上げます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第12号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第12号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第11、議案第13号「不登校・特別支援教育にかかわる組織・運営に関する在り方検討委員会」の検討結果についてを議題といたします。主幹より内容説明をお願いいたします。

主幹 議案第13号、「不登校・特別支援教育にかかわる組織・運営に関する在り方検討委員会」検討結果について御説明いたします。

就学相談を含めました本市の教育相談体制ですが、これまで情報の共有が進まない、相談機関によって方針が異なるのではないかと、あるいは相談をする方にとってわかりにくい組織である等の様々な問題が指摘されてございました。この事態を解決することをねらいとしまして、昨年11月から4回にわたりまして、この「不登校・特別支援教育にかかわる組織・運営に関する在り方検討委員会」の開催をしたものでございます。メンバーとしましては市内校長の代表、特別支援教室の学級担任、それから学校適応支援室「そよかぜ教室」の担当、指導室の事務職員等によりこれらの会を開催いたしました。その結果と次年度に向けました相談室の体制の変更点について、こちらで御説明をいたしたいと思っております。

主な変更点でございますが、子ども応援館2階の教育相談室の配置換えでございます。教育相談室の窓口の一本化と、情報共有を進めることを目的といたしまして、これまで教育相談室には教育相談員だけ

が勤務していたわけでございますけれども、ここに現在指導室において勤務してございますスクールソーシャルワーカー、就学相談担当の教育相談員、さらに就学相談の充実、それから継続相談の充実を図るために研究指導員2名、これを担当として配置したいと考えております。

また教育相談につきましては、情報全体の適切な集約と迅速な対応のために、指導室主幹を週のうち数日教育相談室勤務といたしまして、統一した方針のもと相談に当たるようにしてまいりたいと思います。

そのほかにも日程の確保でありますとか手続の明確化を進めまして、教育相談の一層の充実を進めてまいりたいと思います。それによって不登校の減少、さらには特別支援教育の一層の充実を進めてまいりたいと思います。これに伴います指導室、事務室、それから教育相談室の部屋や机の配置の変更がございます。

また、あわせましてこの異動と同時に、現在第一小学校に開設してございます教科書センターを中央体育館2階に移動をいたしたいと考えております。以上、検討結果についての御説明でございます。よろしくお願いたします。

委員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いたします。

平野 委員 様々検討なさって、スクールソーシャルワーカーも同じこの職員室に入って、連携、情報交換を密にしていくことで、とても良いと思われました。先日小学校1年生の子の虐待死の事件がありましたけれども、あの事件にしましても、関わっていた人たち、機関があつたにもかかわらずああいった結果になったので、私も口惜しい思いをしてニュースを聞いたわけです。本当に小さな情報でも共有して対応していくことは大事になりますので、ここの職員室の先生方だけではなくて、やはり他の機関との連携も念頭において、様々な子どもたちに対する問題を、是非解決に向けて御指導いただけたらいいと思っています。よろしくお願いたします。

委員 長 御意見としてでよろしいですね。

心配なのは、副センター長が週に数日出て御指導いただくことは、実際に可能ですか。やれないことはないと思うのだけれども、何か、やはりトップの人がその場に常にいることが必要かと思いますが、お答えにならなくて結構ですが、教育長、いかがでしょうか。

教育 長 一番の課題はそこにあるかと思っています。それで、当面は数日としているわけでありましてけれども、事業の成り行きを見ていって、場

合によっては主幹が常駐といった形も出てくるかもしれません。あるいは逆があるかもしれません。しばらく様子を見させていただいて、監督者の勤務の状況についてはまた改めて決定していきたいと思っています。

委員長 福生市として、こういったセンターも、教育長以下教育委員会と同フロアにあるといいといった意見もあるとしてください。教育委員会は、福生に限らず、後ろの方に追いやられたりしています。しかし東京都のように堂々と第2庁舎を占領していることを考えると、もう少し全体を考えてほしいかと思えます。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第13号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第12、協議事項1、平成22年度福生市教育委員会の基本的な考え方についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 協議事項1、平成22年度福生市教育委員会の基本的な考え方(案)について御説明を申し上げます。本日配付させていただきました協議事項1資料も参考にさせていただきたいと思えます。

本件は協議事項でございまして、毎年3月に開催されます第1回福生市議会定例会初日の冒頭で、市長の施政方針に続いて、教育委員長から登壇にて御発言をいただくものでございます。その案を事務局で作成いたしましたので、その内容につきまして御協議いただきたく提案するものでございます。

では、その構成につきまして簡単に御説明をさせていただきます。まず初めに、国の法律改正等の動向を述べまして、次に福生市教育振興基本計画を策定し、平成22年度以降10年間の教育目標及び基本方針を掲げ、その実現に向けた、今後5年間に取り組むべき施策を本計画で示したことを、まず冒頭に述べさせていただきます。

次に教育目標の紹介と、目標を実現するための四つの基本方針の紹介を述べ、続いて平成22年度の主な教育施策を紹介させていただきます。

まず基本方針で謳っております「信頼される学校づくりの推進」、  
「地域の教育力の向上」の観点から、「学校支援地域本部事業」に取り  
組むこと。そして小・中学校の連携を強化し、一貫性のある教育を  
目指して条件整備を行なっていくこと。またいわゆる「小一問題」「中  
一ギャップ」の問題解決のため、授業指導補助員、適応指導補助員の  
配置、中学校宿泊学習教室の継続実施を行なう旨を記載しております。  
さらに学校の適正規模、適正配置について、今後研究、検討していく  
ことを述べさせていただいております。

そして「教育推進プラン」の紹介をいたしまして、その取組状況を  
まとめて点検・評価を行なうことを述べさせていただいております。  
最後、結びに教育行政に責任を持って取り組むことへの決意を込める  
言葉で締めくくる形を取らせていただきました。

このような構成内容とさせていただきます。説明は以上でござい  
ますが、御協議いただきまして、本日御決定いただけますようお願い  
いたします。以上でございます。

委 員 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。協議事項1は原案のとおり決定することに御異  
議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。よって協議事項1は原案のとおり決定する  
ことといたします。

次に日程第13、議案第15号、福生市教育振興基本計画(案)の制  
定についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいた  
します。

庶 務 課 長 議案第15号、福生市教育振興基本計画(案)の制定について御説明  
をいたします。

資料といたしまして、計画の案を、冊子でございますが配付してご  
ざいますので御参照願いたいと思います。この内容につきましては、  
既に協議会等を通じまして御覧いただいております。最終的には変更  
がございませんので、そのまま本日御配付させていただきました。

この福生市教育振興基本計画(案)について、平成22年1月15日  
から1月30日までの間で、ホームページ等を通じまして市民の皆様  
から御意見を募集いたしました。パブリックコメントでございます。  
その結果1名の方から御意見をいただいております。その御意見の趣

旨でございますが、この振興基本計画の中で、子どもたちが成長してもいきいきさを失わない「ふっさっ子」を育てる教育目標にしてほしいといった要旨の御意見でございました。

この御意見に対しまして市教育委員会の考え方でございますが、この計画で示しております教育目標につきましては、改正教育基本法に示された新たな施策を踏まえ、今後目指すべき福生市の教育の姿を掲示しておりまして、この提出いただきました御意見につきましては、広い意味でこの御指摘をいただいた趣旨のことは教育目標、基本方針、そして計画中の取り組むべき施策に網羅されていると考えております。

以上の旨を「市教育委員会の考え方」として市のホームページ等で公表する予定でございます。従いまして既にお示しをしております本計画の内容については、変更・修正等はいたしてございません。本日資料としてお示ししておりますのは、内容は従前と変わらないものでございます。説明は以上でございますが、御協議いただきまして御決定いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。ないようでしたら質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第 15 号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 御異議なしと認めます。よって議案第 15 号が原案のとおり可決することといたします。

次に日程第 14、議案第 16 号、福生市教育推進プラン（平成 22 年度～24 年度）（案）についてを議題といたします。庶務課長より内容説明をお願いいたします。

庶務課長 平成 23 年度～24 年度福生市教育推進プラン（案）について御説明をいたします。資料は先だって御配付してございます福生市教育推進プランとなっております。この平成 23 年度～24 年度福生市教育推進プラン（案）につきましては、何回か御協議を経て、この度最終案として取りまとめたものでございまして、本日御協議をいただきまして御決定をしていただきたく、本議案を提出するものでございます。

それでは内容について御説明をさせていただきます。昨年度は教育推進プランの構成を「学校教育編」「社会教育編」の二部構成といたしまして、それぞれの教育施策の内容と方向性について、視点ごとに

現状と課題、目標、推進事業の内容、施策の成果を図る指標を記述し、具体的に実施する事業の計画を掲載しておりました。平成 22 年度につきましては教育振興基本計画の策定に伴い、推進プランについては短期的に取り組む推進事業の事業概要と、年度別計画のみの掲載とをさせていただきます。目標期間は昨年と同様に3年間でございます。

まずプランの基本的な考え方を記載してございます。そして(3)に推進プランの位置づけの模式図がございしますが、長期計画である教育振興基本計画に対しまして、推進プランを単年度計画として位置づけ、推進事業の実施、それから取組状況の作成、点検及び評価、そして事業の改善へと、一連のサイクルといたすものでございます。

次に推進事業の体系と内容について掲載してございます。四つの視点と、それぞれの視点における推進事業の内容は、教育振興基本計画で示しました四つの基本方針ごとに掲載をしてございます。

次に基本方針ごとに推進事業計画の一覧表となっております。この表の体裁につきましては昨年度と同様となっておりますが、ただし13ページを御覧いただきたいと思っております。「施策の成果を測る指標」を一覧表にしてございます。昨年度は文章で表記をしてございましたが、今年度から表形式といたしまして、事業名、現状、目標値、所管課を記載してございます。この指標は四つの視点ごとにそれぞれ掲載をしてございます。

そして最後に、福生市教育委員会の教育目標、教育目標を達成するための基本方針を掲載いたしまして冊子としております。

なお、2月5日の教育委員会協議会におきまして御協議いただいた中に、加藤委員から御提案の国民読書年の取組につきまして、教育推進プランに盛り込んではその御意見をいただきましたので、その国民読書年につきましてはプランに加えさせていただきます。基本方針3、生涯学習社会の推進の中でございます。「国民読書年推進事業の実施」を事業名として記載させていただきました。そして再掲として、この同様な内容でございますけれども、この後でございます基本方針4、地域の教育力の向上の中で記載をさせていただきます。

また、平野委員から御指摘いただきました、予算額等が誤っていた場所がございまして、それとともに文章表現が不明確な点がございました。そういった何カ所かの御指摘をいただきましたので、その点に

つきましては事務局で訂正・修正をさせていただいております。

説明は以上でございます。御協議いただきまして御決定くださるようお願いいたします。

委員長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いします。  
ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。福生市教育推進プランは原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、原案のとおり決定することといたします。

先程お諮りしました追加日程第1、議案第14号、土曜日における授業の取組についてを議題といたします。参事より内容説明をお願いいたします。

参事 追加議案としてお願いをしております議案第14号につきまして、提案理由並びに内容についての御説明を申し上げます。恐れ入りますが、本日配付をさせていただいております別冊の資料を御覧いただければと存じます。

土曜日における授業の取組についてでございます。土曜日の授業の実施に当たりましては、平成22年1月14日付けで東京都教育委員会教育長から文書通知並びに、本市においては既に土曜日の授業についての実施は一部行なっていたところでございます。平成22年度市内各小・中学校の教育課程の編成に当たりまして、本市としてのこの土曜日授業の実施についての方針を御決定いただきたく、本議案を提出させていただくものでございます。

それでは内容について御説明申し上げます。土曜日授業の取組について、福生市教育委員会としての見解案として御説明を申し上げたいと存じます。福生市内小・中学校におきましては土曜日を、これまで教育課程に位置付けて授業をしている部分が一部ございまして、後程その点につきましては詳しく資料で御説明申し上げるところでございます。こういった土曜日の授業実施につきましては、次の答申の趣旨を踏まえて取り組むことで、その実施を承認していただきたく、教育委員会の見解として御確認をいただき、おまとめをいただきたくお願いするものでございます。

その根拠となります趣旨でございますが、平成20年1月17日付けで、国の中央教育審議会におきます「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」の答申がご

ございますが、この中で述べられている部分でございます。恐れ入りますがあわせて資料を御覧いただきますと、後ろの資料で、答申の抜粋で（3）の部分、もともとのこの答申につきましては目次をお出ししておりますが、その部分についての6番、教育課程の基本的な枠組みの中の（3）でございます。「学校5日制の下での土曜日の活用」になりまして、それにつきましてはその答申の抜粋で本日資料をお付けしたところでございます。

1点はそれを踏まえるといったことでございます。もう1点が先程御説明申し上げましたように、平成22年1月14日付けで東京都教育長からまいっております「小・中学校における土曜日の授業実施に係る留意点」といった通知でございます。

それでは、本市における基本的な考え方の案でございますが、土曜日に教科授業を実施することを希望する学校にありましては、完全学校週5日制の趣旨を踏まえ、保護者や地域住民により開かれた学校づくりを進める観点から実施できるものとするところでございます。

続きまして授業の内容につきましては、確かな学力の定着を図る授業の公開、道徳授業の地区公開講座、あるいはセーフティー教室、保護者や地域住民等をゲストティーチャーに招いての授業等々、土曜日にしかできない特徴的な授業といったものを中心に、展開をしていってはどうかと考えております。

そして回数でございますが、これにつきましては東京都教育委員会の通知でございますように、土曜日における教育課程に位置付けられた教科の実施といたしましては、月2回を上限とする。そして教科授業を実施する土曜日は、あらかじめ年度当初に教育課程に登載をして行なうものとするといったことを、規定したいと考えております。

それから週休日等の変更につきましては、児童・生徒にあっては週休日の変更は行なわないことができるとさせていただき、教職員にございましては、週休日は長期休業中に変更し、取得するものとするといったところでございます。

現在、本市におきまして教育課程の編成方針を既に御決定いただき、指導をしている最中ではございますが、その実施において、小学校におきましては各学年の標準時数プラス、文部科学省が定めております学習指導要領の標準時数プラス、福生市においてはプラス35時間を計画するようにと指導しております。中学校におきましては授業日数200日を下回らないことと、学習指導要領に示しております標準授業

時数の 980 時間プラス、小学校と同様 35 時間を計上し、その旨計画をし、提出をするようにといったことで指導をしているところでございます。

それでは、平成 22 年度授業時数の確保に向けました各学校の取組の工夫でございます。先程申しました授業日数や授業時数につきまして、教育委員会の編成方針として学校長に指導しているところでございますが、具体的にはこのような形で次年度を、土曜日の授業実施を考えているところでございます。表を御覧いただきますとおわかりいただけるかと存じますが、第一小学校から第三中学校まで横軸といたしまして、土曜日に授業を実施する回数をその次に示してございます。

ほとんどが 3 回となろうかと思っているところでございますが、その 3 回の内訳についてその下に示してございます。授業参観、あるいは運動会、学芸会、展覧会、その他につきましては右の表に、その他こういったものを入れておりますといった説明をさせていただいております。

第一小学校につきまして、下の欄で丸が二つしかないじゃないかと思われるかと存じますが、これはその他の部分での内容が、上に示したものの以外に二つあることでございまして、御理解をいただきたいと思っております。第一小学校の場合だとセーフティー教室と道徳地区公開講座を入れているといったことでございます。

開校記念日、都民の日は、これまで児童・生徒にありましては休業といった形で休ませていたわけでございますが、これにつきましては全校で次年度授業の実施に変えるところでございます。それからその他といたしましては、5 校ほどで計画をしております、四角の欄に示しております内容を指導いたしておりまして、現在、さらに編成に当たっているところでございます。

本市におきましての土曜日の活用につきましては、以上の内容を次年度教育課程において編成をするといったことを、既に校長から聞き取りをしておりまして、本市におきましてはこのほかに、授業時数の確保といたしましては、夏季休業中の短縮を既に行なっておりまして、先程私どもが教育課程の編成方針で示しております授業日数や時数等については、これにおいて十分確保できるといったことで、既に編成に当たっております。

それから付け加えておきますが、先程の通知文と、国の答申といった内容につきましては、参考資料といたしましてお付けした次第でござ

ざいます。

以上御説明とさせていただきますが、何卒御審議を賜りまして、教育委員会としての見解としておまとめいただけますようお願いを申し上げます。以上でございます。

教 育 長 補足をさせてください。ここで申し上げております土曜日授業と言いますのは、例えば国語や算数といった教科について土曜日にわざわざ授業をやるならば、このような方向で実施をしても良いといった意味で「見解」とまとめさせていただきました。

調査の結果を御覧いただきますと、授業参観は確かにあるのですが、これがどういった授業なのかは具体的には見えませんが、土曜日わざわざ授業をすることについての意味はそういった理解の下にあることでございます。

もう一つは各学校に一律にやりなさいと教育委員会として指示をするものではございません。学校が、希望があって是非こうしたいのだといったことがある場合について、教育委員会としてそれは認めますといったものでございます。ただし教育課程の届出にきちんと登載をしてくださいといった趣旨で、現時点では見解としてまとめておいてはどうかとの御提案でございます。

委 員 長 わかりました。

内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

加 藤 委 員 35 時間プラスとは、授業をする内容がプラスになるのではないのですか。それともう一点、夏季休業の短縮は、具体的にどのように決まっているのかお教え願いたいのですが。

参 事 標準時数プラス 35 時間を学校に要請しているのですが、これはやむを得ず、例えば台風でございますとか、あるいはインフルエンザ等によるものでございますとか、そういったことが毎年想定されておりますので、それによってあわてて授業の計画等をおこなわなくて済むよう、35 時間分はみておきなさいといった趣旨で、これまでも行なってきたことでございます。従いましてこれはあくまでも授業でございますので、教科時数でございますので、それを追加したものの、35 時間を追加したのものとして計画をさせております。

それからもう一点でございますが、夏季休業の短縮につきましては、福生市におきましては既に学校の管理運営規則等の改正を行なっていたいております、つまり夏季休業日の期日をきちんと示していたものを、恐らくこれにつきましては私が既に着任する以前に御改定

をいただいて、夏季休業中に授業実施ができるものとする。このことにつきましてはやはり児童・生徒の学力の実態として、決め細やかに補習的な、あるいは個人の個別的な学習、自分の習熟度に合わせた学習展開をもう少し教科学習以外に設ける必要があるだろうといった趣旨から、こういった夏季休業中に授業として実施するといったことがあったのではないかと考えております。

それから特に中学校においては200日といった日数が、カレンダー上どうしても休みが多くなってしまいう年もあるわけでごさいます、なかなかその確保が難しいといった点から夏休み、児童・生徒における夏休みといったものを活用して、実施をする旨規定を変えていただき、実施することが可能になっていることが根拠としてあるところでございます。以上でございます。

加藤委員 わかりました。

委員長 他にございますか。これ実際は、教育長が先程追加説明をなさっていたけれども、「土曜日における教育課程に位置付けられた教科授業の実施は、月2回を上限とする」とありますよね。だから「確かな学力の定着を図る授業の公開」のところで教科授業もやり得ると読めるわけですね。月2回が可とは、週休二日へ戻っただけに見えるのは私だけでしょうかね。

参事 私も追加してお話をしておかなければいけないかと思いますが、今後新学習指導要領の完全実施が、平成23年度小学校、中学校が平成24年度になりますが、そのときは既に授業時数そのものが増加されます。そうやってきますと恐らくそれプラス、私どもはまた35時間といった形を学校にお願いしなければならないとするならば、恐らく完全実施の段階で、土曜日の授業実施をしていかなければ、これが間に合わないのではないかとといったことが次年度、御検討いただく大きなことになってくるのではないかと考えているところであります。平成22年度につきましては当然完全実施等をにらみながらの編成はしているのですが、これだけの回数で済んでおりますけれども、さらなる回数の土曜日を実施せざるを得ない状況が出てくるのではないかと申し添えておきたいと存じます。

委員長 大変単純な質問なのですが、小・中学校の授業時数については、区市町村教育委員会に属する事柄ですね。

参事 標準時数については文部科学省でございます。

委員長 要するに、東京都教育長からのこの通知そのものは、位置づけとし

ては、拘束力はどれぐらいあるものなのですか。

教 育 長 留意事項として通知をしておきますといったことです。拘束力は全くありません。市教育委員会の判断でいいとのこと。

委 員 長 では、今すぐにこだわる必要はないのですけれども、将来を見越しておくと、回数については書かないことも、教育委員会についての見識としてあり得ますね。

教 育 長 ただ、学校5日制を前提にして今の学習指導要領自体が出来上がっているわけです。それは中央教育審議会の答申を踏まえてそうなっているわけですので、全く踏まえずにとはいかないと思います。やはりある程度の規制といったことはせざるを得ないのではないかと思います。

委 員 長 二つ目部分はわかります。「月2回を上限とする」、2回とは50%ですね。

教 育 長 そうです、4週のうちの2週です。

委 員 長 50%が例外規定としてあり得るとは見えませんが、意見としてです。

他に質疑はございませんか。

ないようでしたら、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第14号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委 員 長 御異議なしと認めます。よって議案第14号は原案のとおり可決することといたします。

それでは、日程15、その他報告事項について説明願います。

庶 務 課 長 その他報告の前に、提案が1件ございます。よろしいでしょうか。

ただいま御決定いただきました、追加議案の土曜日における授業の取組についてでございますけれども、既に御決定いただいております教育委員会の基本的な考え方、この中に何行か盛り込むことも考えられるのですが、その点いかがいたしましょうか。

委 員 長 教育長の御判断はいかがですか。

教 育 長 事務局で点検をさせていただいて、若干触れておいたほうがよろしいかと思えます。議会の一般質問の中にもそういった御質問が出ようかと思えますので、あらかじめ基本的な考え方の中に述べておくことがあってもよろしいかと思えます。

委 員 長 わかりました。それでは改定については委員長にお任せいただけま

すか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 委員長にお任せいただき、事務局で調整をお願いします。もう議会が始まりますから、その時までには渡さなければいけないので急ぎますね。

ほかに何かございますか。なければその他報告事項1について、内容説明をお願いします。

学校給食課長 それでは、学校給食の口座振替金融機関の拡大について説明させていただきます。現在、市内9つの金融機関の口座で振替を行っております。それを4月からその9金融機関の、福生市外の店舗でも口座振替ができるようにするといったことでございます。

現在86%の方が口座振替を利用しており、1件につき5円でやっていただいております。あらたな店舗も同じ金額でやっていきたいと思っております。以上です。

委員長 御質問等ございますか。ないようでしたら次にその他報告事項2、学校給食費の滞納対策について。学校給食課長より内容説明をお願いします。

学校給食課長 ここに最終催告書がございます。これを、市長名で悪質な滞納者へ送付することを考えております。この書類は配達証明付の郵便で送ることになります。

現在は職員が訪問し「払ってください」と言うことしかできていないのですが、配達証明郵便の送付をすることによって、応じない場合は、青梅の簡易裁判所書記官に申立をし、裁判所から債務者へ支払督促の送達をしていただくことになります。2週間以内に異議申し立てがあれば訴訟へ移行していく形でございます。

また、若干の費用については、現在の予算の中で、やっていきたいと思っております。以上でございます。

委員長 御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続いて平成22年度青少年海外派遣事業の募集について、社会教育課長より内容説明をお願いします。

社会教育課長 その他報告事項3、平成22年度青少年海外派遣事業の募集について説明をさせていただきます。

平成22年度の青少年海外派遣事業の募集について、資料に基づきまして説明いたしますが、資料中1、2の内容は従前どおりでございます。3の今年度の派遣先につきましても、昨年度と同じアメリカ合衆

国、ワシントン州シアトル市でございます。派遣期間は平成 22 年 7 月 21 日から 8 月 3 日まで、12 泊 14 日の予定でございます。

4、募集及び選考に係るスケジュールでございますが、募集に先立ちまして市内 3 中学校におきまして説明会を開催いたします。これについては②、第一中学校が 2 月 23 日、第二中学校が 2 月 18 日、第三中学校が 2 月 19 日、各学校のランチルームをお借りして説明会を開催いたします。また、③の募集期間は、平成 22 年 3 月 3 日から 3 月 25 日まででございます。なお、④、募集期間中に、各中学校におきまして相談コーナーを設けさせていただきます。その後、募集受付を終わらして、⑤第一次選考が 4 月 11 日、これは応募者全員に対します筆記試験でございます。⑥第二次選考が 4 月 25 日、第一次選考合格者を対象に面接試験を行ないます。それに合格された方、上限 12 名でございますが、⑦事業説明会を、派遣候補生及び保護者に対しまして 5 月 23 日に行なう予定でございます。

5、去年の実績は、説明会には 3 校で 51 名来られまして、そのうち 26 名が応募されました。試験の結果 12 名が合格した経過がございます。以上でございます。

委員長 御質問等ございますか。よろしいでしょうか。

ほかにその他報告はありませんか。

委員の皆さんからは何かありませんか。

ないようですので、その他報告事項の説明を終わります。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして平成 22 年第 2 回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午後 0 時 19 分 閉会